



高野 登

一般社団法人建設コンサルタンツ協会 会長

明けましておめでとうございます。

令和2年は、誰もが予想もしなかった新型コロナウイルス感染症との戦いに明け暮れた1年となりました。新型コロナウイルス感染症は私たちの生命や健康を脅かし、人々のライフスタイルや価値観に影響を及ぼしましたが、これからの社会資本整備やまちづくりの方向性も見直す必要があります。そうしたなか、令和2年7月豪雨では、日本各地で集中豪雨による甚大な被害が発生しました。コロナウイルス蔓延下での大規模な自然災害への備えなど、かつて経験したことがないさまざまな課題に直面しています。建設コンサルタントは、長期的かつ専門的な見地から国民の安心・安全で快適な生活を支える社会資本整備の担い手として、その社会的な役割はますます重要となるでしょう。

世界では、コロナウイルスの大流行により自国第一主義が拡大し、保護主義への回帰と共にグローバル化の鈍化が進み、貿易戦争などによる米中対立の常態化や英国のEU離脱も相まって、世界経済の見通しは予断を許しません。

一方、わが国では、コロナ対策として積極的な財政出動が行われ、公共事業予算も安定的に確保されました。また、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(令和2年7月閣議決定)では、ポストコロナ時代の新しい未来を見据えて、社会のデジタル化・DX(デジタル技術による業務やビジネスの変革)の推進、地方創生などの変革を一気に進めると共に、国民の生命・生活を守りぬくため、防災・減災、国土強靱化も主要施策とされました。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害や切迫性が指摘される地震災害に備えて、社会資本整備やインフラ老朽化対策の推進が求められています。また、AIやIoTをはじめとしたデジタル技術の活用により生産性の飛躍的な向上も期待されています。

建設コンサルタンツ協会は、このような期待に応え、安全、安心、活力ある社会の構築と持続可能で夢のある未来に貢献し、魅力と働きがいのある業界として発展することを目指します。

さて、令和に入り、建設コンサルタントに大きな影響のある三つの法律改正が行われましたが、その後の状況を振り返ってみたいと思います。

一つ目は令和2年4月に施行された民法の改正です。大きな改正点は「瑕疵担保責任」が廃止され「契約不適合責任」へ一本化されたことです。これに伴い、公共土木設計業務等標準委託契約約款も改正されましたが、今回の改正に反映できなかった再委託の運用、準委任と請負契約の区分、損害賠償責任のあり方等の課題について、更に検討を進めてまいります。

二つ目は令和元年6月に公布・施行された品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正です。令和2年1月には運用指針(発注関係事務の運用に関する指針)が5年ぶりに改正され、10月に運用指針の調査結果が公表されたことは画期的でした。今後は、運用指針の調査項目の充実と調査結果を活用して課題の解決に取組みます。

三つ目は令和元年4月の改正労基法(労働基準法の一部を改正する法律)の施行です。時間外労働の上限規制(複数月平均80時間、年間720時間など)が適用されましたが、令和2年3月で適用期間一年を迎えました。コロナ禍で労働環境が大きく変化し、業務の繰越しも行われたこともあったか、昨年度は、会員企業の法令違反は生じませんでした。しかし、年度末の工期の集中は依然大きな課題となっており、工期の平準化等の働き方改革を推進します。

また、協会の重要な活動である公共発注機関との意見交換会はコロナ感染症対策のため、全てWeb会議での開催となりました。協会の要望と提案に対して文書による回答を準備して頂くなど発注者の対応に感謝いたします。なお、国土交通省地方整備局の「納期の平準化」や地方公共団体の「技術力による選定」については残された課題も多く、今後とも粘り強く要望と提案を行って参ります。

最後になりますが、当協会の活動に対して関係各位の一層のご指導、ご支援とご協力をお願いすると共に、皆様のご発展、ご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げて、新年の挨拶といたします。